

○ 水田活用の直接支払交付金等

【令和6年度予算概算決定額 301,500 (305,000) 百万円】

<対策のポイント>

食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化**とともに、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた低コスト生産の取組、畑地化による高収益作物等の定着等**を支援します。

<政策目標>

- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha、飼料用米9.7万ha [令和12年度まで]）
- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米：70万t、米粉用米：13万t [令和12年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 戦略作物助成

水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援**します。

2. 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくりに向けた取組を支援**します。

3. 都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で**国が追加的に支援**します。

4. 畑地化促進助成

水田を畑地化し、**高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る取組等を支援**します。

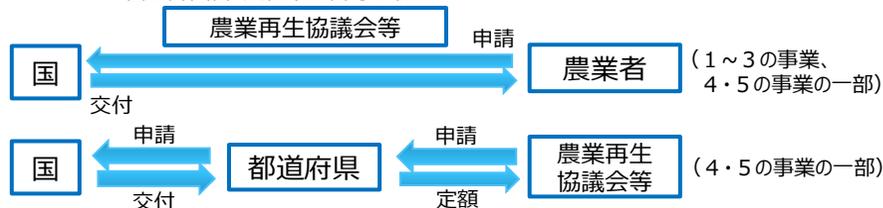
5. コメ新市場開拓等促進事業 11,000 (11,000) 百万円

産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組を行う農業者を支援します。*7

*7 予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

<事業の流れ>

営農計画書・交付申請書等の取りまとめ



戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a*1
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円~10.5万円/10a*2

*1：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a

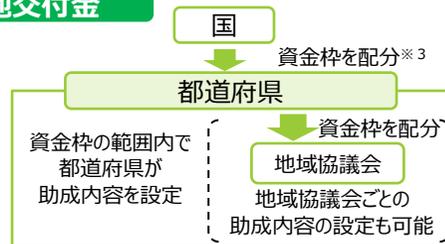
*2：飼料用米の一般品種について、令和6年度については標準単価7.5万円/10a（5.5~9.5万円/10a）

今後、標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度において標準単価6.5万円/10a（5.5~7.5万円/10a）とする

<交付対象水田>

- ・ たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外。
- ・ 5年間で一度も水張り（水稲作付）が行われない農地は令和9年度以降は交付対象水田としない。
- ・ 水張りは、水稲作付けにより確認することを基本とする。ただし、①湛水管理を1か月以上行い、②連作障害による収量低下が発生していない場合は、水張りを行ったものとみなす。

産地交付金



○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約*4（3年以上の新規契約を対象に令和6年度に配分）	1万円/10a

*3：作付転換の実績や計画等に基づき配分

*4：コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

畑地化促進助成

（令和5年度補正予算と併せて実施）

① 畑地化支援*5：14.0万円/10a

② 定着促進支援*5（①とセット）：2万円（3万円*6）/10a×5年間
または10万円（15万円*6）/10a（一括）*6：加工・業務用野菜等の場合

③ 産地づくり体制構築等支援

④ 子実用とうもろこし支援（1万円/10a）

*5：対象作物は、畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）及び高収益作物（野菜、果樹、花き等）

【お問い合わせ先】 農産局企画課（03-3597-0191）

○ コメ新市場開拓等促進事業

【令和6年度予算概算決定額 11,000 (11,000) 百万円】

<対策のポイント>

需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するため、**実需者との結び付きの下で、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）の低コスト生産等**に取り組む生産者を支援します。

<事業目標>

- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 米粉用米の生産を拡大（米粉用米13万t [令和12年度まで]）

<事業の内容>

1. 実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組支援 11,000 (11,000) 百万円

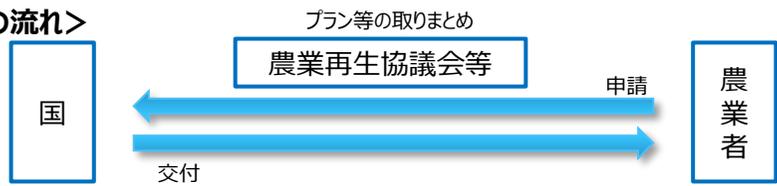
産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための**低コスト生産等の技術導入**を行う場合に、**取組面積に応じて支援**します。

- ① **対象作物**：令和6年産の新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）
- ② **交付単価**：新市場開拓用米 4万円/10a
加工用米 3万円/10a
米粉用米（パン・めん用の専用品種） 9万円/10a
- ③ **採択基準**：取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、地域協議会単位で、**予算の範囲内で採択**

<留意事項>

- ※1 令和6年産の基幹作が対象です。
- ※2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
- ※3 本支援の対象となった面積は、令和6年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（加工用米、米粉用米）及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米）の対象面積から除きます。
- ※4 予算額のうち、30百万円を農業再生協議会等の事務費として計上しています。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【産地・実需協働プラン】

- ✓ 産地と実需者が連携し、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米について、需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画



実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の技術導入



【例】スマート農業機器の活用



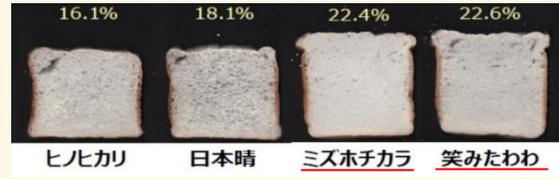
直播栽培



土壌診断に基づく施肥

米粉用米（パン・めん用の専用品種）の例

- (パン用の専用品種)
 - ・ミズホチカラ
 - ・笑みたわわ 等
- (めん用の専用品種)
 - ・亜細亜（あじあ）のかおり
 - ・ふくのこ 等



【お問い合わせ先】 農産局企画課 (03-3597-0191)

○ 米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成21年7月1日施行)

法律の趣旨

- 米穀の新用途(米粉用・飼料用)への利用を促進し、我が国の貴重な食料生産基盤である水田を最大限に活用して食料の安定供給を確保

米穀の新用途への利用促進に関する基本方針

農林水産大臣

米穀の新用途への利用の促進の意義及び基本的な方向

- ピューレー状・ゼリー状などの新たな加工技術の利用を位置づけ
- 生産者・製造事業者等の連携
- 競合品と競争し得る価格での供給
- 生産・流通・加工コストの低減
- 消費者ニーズ等を踏まえた商品の開発

生産製造連携事業及び新品種育成事業の実施に関する基本的な事項

米穀の新用途への利用の促進に際し配慮すべき重要事項

- 生産者と実需者とのマッチング
- 米穀の新用途への利用の促進に関する理解の増進等

米穀の新用途への利用の促進に関する重要事項

- 地域の水田の有効活用
- 新用途米穀の適正な流通の確保
- 新用途米穀等の安全の確保
- 米粉を原材料とする加工品等に関する適切な表示
- 飼料用米を原材料とする飼料の給与技術の普及

生産製造連携事業計画



新用途向けの米穀の生産者、米粉・飼料の製造事業者及び米粉パン製造業者、畜産農家等の促進事業者は、共同して、生産製造連携事業に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。

新品種育成計画

新品種育成事業を行おうとする者

加工適性に優れ、多収性を有する稲の新品種育成を行う者は、新品種育成事業に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。

水田の有効活用と食料の安定供給の確保

農山漁村振興交付金のうち地域資源活用価値創出対策（旧 農山漁村発イノベーション対策）

（地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型））（旧 農山漁村発イノベーション整備事業）

米粉用米の生産・利用に取り組む**生産製造連携事業計画（米穀の新用途への利用の促進に関する法律に基づく）**の認定を受けることを前提として、農山漁村活性化法に基づく活性化計画に位置付けられた機械・施設整備等を支援

（ 令和7年度予算概算決定額 ： 7,389（8,389）百万円の内数 ）

● 事業実施主体

都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体等

● 支援の内容

・施設整備等の支援（補助率：1/2等）

①農業生産機械の導入 ②加工施設の整備 ③集出荷貯蔵施設の整備 等

都道府県及び市町村が作成する活性化計画の記載事項

- ・必須事項 ① 活性化計画の区域 : 面積、区域設定の考え方
- ② 事業に関する事項 : 定住等を促進するために必要な事業及び関連事業に関する市町村名、地区名、事業名、事業実施主体等
- ③ 活性化計画の目標 : 活性化計画の目標と目標設定の考え方
- ・添付書類 ① 事業実施計画 : 交付対象事業の目標と目標設定の考え方、交付対象事業の内容、年度別の事業実施計画 等
- ② 事前点検シート : 目標が法律及び基本方針と適合しているか
事業の推進体制は整備されているか
事業による効果の発現は確実に見込まれるか
個人に対する交付ではないか、また目的外使用の恐れがないか 等をチェックするもの

食品安定供給施設整備資金（中小企業者向け日本政策金融公庫資金、10年超）

貸付対象

「米穀の新用途への利用の促進に関する法律」の規定により農林水産大臣の認定を受けた生産製造連携事業計画に基づいて生産・流通・加工・販売の各関係者が整備する以下の施設等

- ① 米穀の乾燥調製・集出荷貯蔵施設
- ② 米粉又は米を原材料とした飼料の流通、加工、製造に係る施設
- ③ 米を原材料とした食品（畜産物を含む）の流通、加工、製造、販売に係る施設
- ④ ①、②、③に関連して必要となる費用（立ち上がり時の運転資金）
- ⑤ 新技術の利用をともなう新商品の開発等に必要な施設
- ⑥ ⑤と一体的となって必要となる費用（特許権の取得費用等）

償還期限

15年（うち据置期間 3年）

融資率

80%

貸付利率

1.75%（中小③－1／令和7年6月18日現在）

※①、②、③の整備に関連して立ち上がり時に必要となる運転資金は、2.50%（食品A-1／令和7年6月18日現在）

※なお、生産者組合、農業協同組合等が整備する場合は、**農林漁業施設資金（共同利用施設／米穀新用途利用促進）**の利用も可能
【貸付利率】 2.00%（農林D－3／令和7年6月18日現在）